

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月の国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、同年10月から40年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年3月まで
② 昭和58年6月から59年3月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いにもかかわらず、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料については、申立人が提出した国民年金保険料預り証に集金人の領収印が押されていることから、納付されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳には、申立期間①の国民年金保険料に係る還付処理が行われた記録が確認できず、当該期間の保険料が還付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、昭和39年9月については、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年10月24日であるにもかかわらず、市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、国民年金被保険者の資格喪失日が同年9月5日とされ、未加入期間とされているなど、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間②の国民年金保険料については、市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の当該期間の欄には、「還付済」の印が押されている上、社会保険庁の特殊台帳には、国民年金保険料の還付金額、還付対象期間等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほか

に申立期間②の国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 9 月の国民年金保険料は納付していたものと認められるとともに、同年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料について還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで

私は、国民年金保険料の納付を開始した後、役所から職員二人が来訪し、過去の国民年金保険料の納付を勧められたことを契機に、昭和42年に夫の分と一緒に2回に分けて、さかのぼって保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①が申請免除、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②は6か月と比較的短期間である上、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は申立期間②直前の昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料を42年2月に過年度納付していることが確認できるとともに、申立人の夫も申立期間②は納付済みとされていることから、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①は、申立人が申立期間①の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無い。

また、申立人が国民年金保険料の納付を開始したのは、社会保険庁の特殊台帳により、昭和41年度からであったものと推認され、それ以降に納付勧奨を受けたのであれば、先に時効が到来する未納期間を納付勧奨するものと考えるのが自然であり、申立人は過年度納付した昭和40年度の国民年金保険料を申立期間①の追納保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の夫も申立期間①は申請免除期間とされており、ほかに申

立人が申立期間①の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 55 年 9 月までの期間及び 56 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月から 55 年 9 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで

私は、勤務していた事業所を退職し、市町村役場で国民健康保険の加入手続を行う際、いつも「国民健康保険と国民年金はワンセット」と言われたことから、その都度、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付方法、納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立期間当時、申立人と同居していた父親は、申立人の国民年金保険料の納付状況についての記憶は無いと申し述べている上、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたとする集金人も特定できず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られない。

さらに、申立期間は 2 つの期間で合計 54 か月と比較的長期間である上、申立期間以外にも、2 つの未納期間及び 5 つの未加入期間が散見され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 1 月までの期間、39 年 3 月から同年 4 月までの期間、40 年 2 月から同年 5 月までの期間、41 年 1 月から同年 12 月までの期間、42 年 2 月、46 年 4 月から同年 9 月までの期間、47 年 7 月から 48 年 2 月までの期間及び 49 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 39 年 3 月から同年 4 月まで
③ 昭和 40 年 2 月から同年 5 月まで
④ 昭和 41 年 1 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 42 年 2 月
⑥ 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで
⑦ 昭和 47 年 7 月から 48 年 2 月まで
⑧ 昭和 49 年 2 月から同年 5 月まで

私は、勤務していた事業所を退職する都度、私又は母親が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でなく、申立人の母親は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は、平成 12 年 9 月 22 日に厚生年金保険の資格記録を追加したことにより生じた未納期間であり、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人

は国民年金手帳を見たことはないと申し述べており、申立期間当時、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は8つの期間に及んでいる上、申立人は昭和42年6月にA市からB市に転出しており、異なる市町村において、それぞれ複数回にわたり事務処理に不手際が生じたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで

私と夫は、昭和 50 年 3 月に会社を設立したが、私が厚生年金保険に加入できないことから、夫が、すぐに市役所で私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の夫は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 52 年 4 月 26 日に国民年金に任意加入したことが確認でき、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料をさかのぼって納付できなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和 50 年 3 月から同年 5 月までの期間は、申立人の夫も未納とされている上、申立人の夫が申立人に係る国民年金の加入手続を 50 年 3 月当時に行っていたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの期間及び 38 年 2 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 38 年 2 月から 42 年 3 月まで

私は、母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月から 42 年 8 月までの間に払い出されたものと推認され、最も早い 41 年 4 月に払い出されたものとしても、その時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 37 年 4 月までの期間及び 38 年 2 月から同年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市町村の被保険者名簿によれば、申立人の母親は、納付済みとされている昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付した痕跡こんせきが認められないこと、及び昭和 41 年度は申請免除期間とされているこ

とがそれぞれ確認でき、申立人の母親が集金人に国民年金保険料の納付を開始したのは、申立期間直後の昭和 42 年 4 月分からであったものと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間は 2 つの期間で合計 63 か月と比較的長期間であり、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの期間及び60年9月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年6月から48年3月まで
② 昭和60年9月から63年3月まで

私は、国民年金保険料について、金融機関で欠かさず納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月以降に払い出されたものと推認され、最も早い48年11月に払い出されたものとしても、その時点では、申立期間①の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、市役所の国民年金被保険者名簿によると、昭和63年6月に申立人が国民年金の再加入手続を行ったことが確認できることから、申立期間②当時、国民年金には未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられるとともに、再加入時点では、申立期間②のうち、60年9月から61年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、61年4月から63年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は当該期間についても国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べている。

加えて、申立期間は、2つの期間で53か月と比較的長期間である上、申立人の妻も未納とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。